

1 目標

- (1) 部活動は、学校教育の一環として実施する。
- (2) 「鳥取県運動部活動の在り方に関する方針」および「鳥取県文化部活動の在り方に関する方針」を遵守する。
- (3) 各顧問が各部活動の活動計画表を作成し、生徒が見通しをもって主体的に活動できるようにする。
- (4) 休養期間を明確にして活動する。
- (5) 顧問は、適切な指導及び事故防止を徹底する。

2 活動について

(1) 休養日

- ① 原則として、週末のいずれかを含む週1日以上を設ける。
- ② 週末に大会等で活動した場合は、休養日を平日に振り替える。
- ③ 長期休業中の部活動休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。
- ④ ある程度の休養期間を設けるよう努める。

(2) 1日の活動時間（目安の時間）

(ア) 学期中 平日 3時間以下 土、日、祝日 4時間以下

(イ) 長期休業中 平日 4時間以下 土、日、祝日 4時間以下

※ 朝練習を行う場合の時間も含む。

※ 移動、準備、片付け、ミーティング、休憩、見学等は含まない。

(3) 定期考査前・期間中について

- ① 原則として、定期考査前の1週間と期間中は部活動は行わない。
ただし、(4)の参加する大会が2週間以内に行われる場合に限り、特別練習の届け出を行い、顧問の監督の下、2時間程度の部活動を行うことができる。

(4) 参加する大会

- ① 原則として、高等学校体育連盟、高等学校野球連盟、高等学校文化連盟の主催、または共催の大会とする。
- ② その他の大会への参加については、本方針の趣旨を踏まえ、生徒や顧問の負担が過度にならないことを考慮して、実態に応じて校長が許可した場合のみ認める。

3 部の運営について

(1) 体罰等、不適切な指導の禁止について

- ・部活動顧問、外部指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等は決して許されないものであるとの認識を持ち、体罰等の無い指導に徹する。

(2) 保護者との連携・協力について

- ・年度当初に、顧問は保護者に対し、指導方針、活動計画、休養日、活動時間等を示し、理解を得た上で活動する。
- ・必要に応じて、保護者会等を開催する。

(3) 事故防止や安全対策について

- ・顧問は、熱中症事故防止のため、猛暑の中での活動は控えるなど適切な対応をとるよう努める。
- ・顧問は、活動場所への移動、悪天候における活動、活動中・活動後の生徒の健康状態に留意し、適切な指導を行って、安全対策に努める。

※ 附則 本方針は平成31年4月1日より施行する。